

監 査 報 告 書

学校法人 千葉工業大学

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

私たちは、学校法人千葉工業大学の監事として、私立学校法第37条第3項第3号及び学校法人千葉工業大学寄附行為第15条第3号の規定に基づき、平成23年度の学校法人千葉工業大学の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。


監査の方法は、理事会その他の主要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な書類を閲覧して業務の執行状況を監査しました。

また、会計監査人と連携を取り、財産の状況について監査いたしました。

監査の結果、学校法人の業務の執行に関しては法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく、また平成23年度の学校法人千葉工業大学の財産の状況は適正なものと認めます。

平成24年5月21日

学校法人 千葉工業大学

監事 徳住 祥蔵 

監事 石井 徹 

監事 後藤 和雄 